志布志市店舗リフォーム助成事業　助成金交付手続きの流れ

申請者	志布志市店舗リフォーム助成事業交付申請書の提出 ※リフォーム工事は市内の志布志市店舗リフォーム助成事業登録工事店が行った工事が助成対象となります。事業者は事業登録工事店届出書を市に提出。 ※26 年度から 29 年度の間に、住宅リフォーム助成事業及び店舗リフォーム助成事業登録工事店の登録をした方は必要ありません。 【添付書類】 ・店舗リフォーム助成事業交付申請書 ・店舗の所有者を特定できる書類（課税明細又は固定資産税名寄台帳の写し） ・市税の滞納がないことの証明書（税務課発行） ・工事見積書の写し（内訳明細の付いたもの） ※工事見積書については、工事内容及びそれぞれの工事費が分かるものとします。 ・工事箇所及び内容の分かる図面等 ・店舗等の全体及び工事予定箇所の写真 ・営業証明書 ・賃貸契約書の写し（賃貸の場合） ・店舗等改修承諾書（賃貸の場合） ・住店舗の周辺地図 ※代理の方の申請も可能です。その場合、委任状の添付が必要です。

↓

市役所	申請書の書類審査及び交付決定を行ない、志布志市店舗リフォーム助成事業交付決定通知書を申請者へ通知及びアンケートの配布

↓

申請者	通知書受領後、リフォーム工事に着手　※事前着工の場合は対象外です。

↓

リフォーム工事の変更または中止の場合

申請者	志布志市店舗リフォーム助成事業変更承認申請書を提出 ※「助成金」が減額となる場合のみ

↓

市役所	志布志市店舗リフォーム助成事業変更承認通知書を申請者へ通知

↓

申請者	リフォーム工事実績報告 志布志市店舗リフォーム助成事業実績報告書の提出 【添付書類】 ・請求明細書及び領収書の写し ・対象工事施工後の工事箇所の現況図面 ・施工中及び施工後の工事箇所の写真 ・アンケート

↓

市役所	報告書の内容審査及び助成金額の確定を行ない、 志布志市店舗リフォーム助成金確定通知書を申請者へ通知

↓

申請者	確定通知後、志布志市店舗リフォーム助成金交付請求書を提出

↓

市役所	請求書の提出があった日から３０日以内に助成金を申請者へ支払う。